

基本理念(第2条)

- ①県民自らがむし歯や歯周病等の予防に取り組むこと
- ②障害者・要介護者をはじめ、県民が適切な時期に必要なサービスと医療を受けられるよう、環境が整備されること

県の責務(第3条、第7条～第11条)

- 歯・口腔の健康づくりに資する**総合的な施策を策定、実施する責務**を有する(第3条)
- 予算の範囲内で**財政上の措置を講ずる**よう努める(第7条)
- **県歯科保健計画**を定めるものとする(第8条)
- **市町村歯科保健計画の策定への専門的、技術的な支援**を行う(第9条第2項)
- 市町村歯科保健計画の策定状況等を勘案した上で、**市町村に対して必要な支援**を行う(第9条第3項)
- **基本的施策の実施**(第10条)
 - 知事及び県教育委員会が連携して行う**施策を具体的に明示**
 - ・ 情報収集と提供、関係者の連携体制の構築
 - ・ 市町村長、市町村教育委員会等が行うフッ化物応用等のむし歯予防対策の効果的な実施
 - ・ 生涯にわたる効果的な歯科保健の推進
 - ・ 障害のある者、介護を必要とする者等に対する歯科保健の推進
 - ・ マンパワーの確保と資質向上
 - ・ 調査研究の推進
- 市町村、学校等に対する**県保健所による広域的、専門的な見地からの情報提供や助言等**(第10条第2項)
- 推進の基礎資料を得るため、**県歯科疾患実態調査**を行う(第11条)

教育関係者及び保健医療福祉関係者等の責務(第5条)

- 県民の**歯・口腔の健康づくりの推進**
- 他の者が行う活動との**連携・協力を図る**よう努める

市町村の役割(第4条、第9条)

- 基本理念を踏まえ、歯・口腔の健康づくりに関する**施策を継続的かつ効果的に推進**するよう努める(第4条)
- **市町村歯科保健計画の策定**(第9条)
 - 地域の実情に応じた施策を推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めることができる

県と市町村は対等な関係のため、できる規定となっているが、計画策定が求められる。

県民の役割(第6条)

- 歯・口腔の健康づくりに関する**知識及び理解を深める**よう努める
- **自らの歯・口腔の健康づくりに取り組む**よう努める(行政が行う事業の活用、かかりつけ歯科医の支援を受けるなど)

連携・協力

連携・協力

財政的・専門的支援

支援

住民への身近なサービス

環境整備

学校・保育所に求められること

- 学校等におけるフッ化物洗口の実施
- 定期歯科健診後の受診勧奨の徹底
- 望ましい食習慣や歯肉炎予防等の健康教育
- 学校職員等の理解向上
- 保護者への啓発 など

関係団体に求められること

- 歯科医師会等による市町村への働きかけ・技術支援の強化
- 栄養士会や食生活改善推進委員協議会等による、食育推進を通じた望ましい食習慣の啓発
- ホームページや広報誌等を活用した啓発
- 歯科保健協会等による啓発資料の作成
- ヘルシースマイル21推進員による啓発
- 歯科医院における予防処置・専門的指導
- 歯科専門職等関係者の資質向上 など

事業所に求められること

- 健康フェアや広報誌等を活用した啓発
- 事業所歯科健診の実施
- 特定健康診査における歯の健康に関する検査の実施
- 保健医療専門職の理解向上
- 県、市町村、歯科関係者との連携体制の構築 など

介護保険・障害者施設に求められること

- 入所者・通所者の定期歯科健診の実施
- 口腔機能向上サービスの実施
- 口腔ケアに対する職員の意識向上
- 日常の口腔ケアの支援
- 家族への啓発
- 歯科関係者等の多職種との連携体制の構築 など

Q. 条例を踏まえ関係者や県民に求められる具体的な役割は?

市町村に求められること

- 地域の状況把握と評価
- 地元歯科医師会等の関係者との連携体制の構築
- 市町村歯科保健計画の策定
- 歯科保健計画の推進
 - 計画に基づき、母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健、介護予防、要介護者等保健を通じた、生涯にわたる効果的な歯科保健サービスを継続的に提供
- 計画の評価とフィードバック など

県民に求められること

- 歯や口の健康を保つ3つのFを自ら実践する
 - ①フッ化物洗口やフッ化物入り歯磨き剤を利用する
 - ②歯ブラシに加えて歯間ブラシやデンタルフロスを使う
 - ③何でも相談できる「かかりつけ歯科医」をもち、定期的管理・指導を受ける
- 行政や関係団体が行う健康イベントや歯科健診、健康相談への参加
- 高齢者や要介護者、障害者等の口腔ケアの大切さを理解する など



噛むことの効用は「ひ・と・が・す・き」

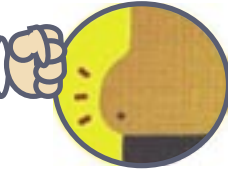


バランスのよい食事を心がけ、**一口30回**を目安によく噛んで食べましょう。

ひ

肥満を防ぐ

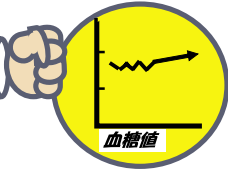
よく噛んで食べると、満腹感が得られます。



と

糖尿病を防ぐ

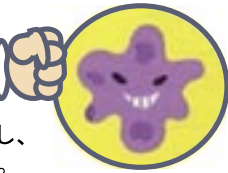
よく噛むと血糖値が上がりにくく、消費カロリーも増加します。



が

がんを防ぐ

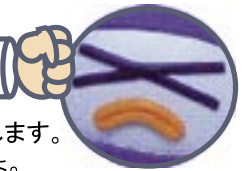
よく噛むことは、だ液の分泌を促し、発がん物質の作用を抑制します。



す

ストレスを発散

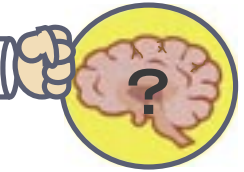
集中力を高め、ストレスを緩和します。「歯ごたえ」って気持ちいいでしょ。



き

記憶力アップ

脳が刺激され、あたまたの働きを活性化します。



お口の機能アップ！元気なお口で寝たきり予防



「**おいしく食べたい**」というのは、誰もが持っている願いです。

要介護者が、歯科保健サービスや歯科医療を受け、お口の状態が改善することにより、「**体力の向上**」「**食事の幅が広がる**」などの効果が期待できます。

よく噛める

食事介助の軽減

食事がおいしくなる

口臭の予防

本人のお口の
状態がよくなると
介護の軽減に
つながります。

会話などの
コミュニケーション向上

身体機能の回復

誤嚥性肺炎の予防

要介護者や障害者は、むし歯や歯周病のリスクが高く、また口腔機能も低下しやすいので、ご家族や介護する方など、周りが気づいてあげましょう。

問い合わせ先

新潟県福祉保健部健康対策課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話/025-280-5934 メールアドレス/ngt040240@pref.niigata.lg.jp

健康にいがた21「歯や口の健康」ホームページ

http://www.kenko-niigata.com/21/step2/sp_kuchi/

全国に先駆けて制定「新潟県歯科保健推進条例」のページ

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kenko/1228852880888.html>

かんたんアクセス方法

健康にいがた

検索

